

吹田市都市の低炭素化の促進に関する法律事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領の用語の意義は、法の定めるところによる。

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請書に添付する図書)

第3条 省令第41条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 基本方針適合確認書(様式第1号)

(2) 低炭素建築物新築等計画(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。)が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する要確認特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。)第1条第1項各号に掲げる特定建築行為を除く。)又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為(建築物省エネルギー法施行規則第1条第1項各号に掲げる特定建築行為を除く。)に係るものでない場合にあっては、当該低炭素建築物新築等計画に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士が設計したことを証する書類

イ 当該建築物が建築士法第3条第1項各号に掲げるものである場合 同法第2条第2項に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。)

ロ 当該建築物が建築士法第3条の2第1項各号に掲げるもの又は同条第3項の規定により区域若しくは用途を限り、同条第1項各号に規定する延べ面積を別に定めた条例の規定に該当するものである場合 一級建築士又は同法第2条第3項に規定する二級建築士(以下「二級建築士」という。)

ハ 当該建築物がイ又はロに掲げるもの以外のものである場合 一級建築士、二級建築士又は同法第2条第4項に規定する木造建築士

(3) 低炭素建築物新築等計画が建築物の低炭素化(法第7条第2項第2号へに規定する建築物の低炭素化をいう。)のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等(法第53条第1項に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「増築等」という。)に係るものである場合にあっては、当該建築物(当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。)に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項の検査済証(以下「検査済証」という。)の写しその他の同法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定に適合していることを証する書類又はその写し

(4) 低炭素建築物新築等計画に係る建築物が複合建築物(住宅(人の居住の用のみに供する建築物(共用部分を含む。))をいう。)以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。)である場合にあっては、次に掲げる部分の求積図

イ 居住者以外の者のみが利用する部分

ロ 居住者のみが利用する部分

ハ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分

(5) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。))に準じた審査が必要なものに限る。次条第1項において同じ。)に係る建築物について、建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、知事。以下同じ。)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めたものである場合にあっては、そのことを証する書類の写し

2 前項第4号に掲げる図書に明示すべき全ての事項を省令第41条第1項の申請書に添える他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該申請書に同項第4号に掲げる図書を添えることを要しない。

3 構造計算適合性判定に準じた審査の請求をしていることにより第1項第5号の書類を提出できない者は、指定構造計算適合性判定機関が当該請求を受理したことを証する書類の写しを提出しなければならない。この場合において、知事は、指定構造計算適合性判定機関が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めるまで、法

第 54 条第 1 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。第 9 条において同じ。)の認定をしないものとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合の手続)

第 4 条 法第 54 条第 2 項の規定による申出をする場合における建築基準法 6 条第 1 項の申請書の部数は、正本 1 通及び副本 2 通とする。ただし、前条第 1 項第 5 号の書類を提出した場合にあっては、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、第 7 条第 1 項又は省令第 43 条第 1 項の規定による通知は、構造計算適合性判定に準じた審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

(市長が不要と認める図書)

第 5 条 省令第 41 条第 3 項の規定により同条第 1 項の表に掲げる図書のうち市長が不要と認めるものは次の各号に定めるものとする。

(1) 一の建築物において、法第 53 条第 1 項の規定に基づく認定の申請を複数同時に行い、省令第 41 条第 1 項に掲げる図書のうち共通のものについて同時に申請するいずれかの申請書に添付した場合にあっては、当該図書

(2) 一の建築物において、法第 55 条第 1 項に基づく変更の認定の申請を複数同時に行い、省令第 41 条第 1 項に掲げる図書のうち共通のものについて同時に申請するいずれかの申請書に添付した場合にあっては、当該図書

(3) その他市長が不要と認める図書

(低炭素建築物新築等計画認定申請取下届)

第 6 条 法第 53 条第 1 項の認定の申請又は法第 55 条第 1 項の変更の認定(以下「認定等」という。)の申請をした者(以下「申請者」という。)は、当該認定等の申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定申請取下届(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(低炭素建築物新築等計画不認定通知書等)

第 7 条 市長は、認定等の申請があつた場合において、当該認定等の申請に係る低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更が認定基準に適合しないと認めるときは、低炭素建築物新築等計画不認定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

2 法第 54 条第 2 項の規定による申出をした場合において、前項の規定による通知は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付の申請及び交付)

第8条 省令第46条の2に規定する書面の交付を受けようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の軽微変更該当証明申請書(様式第4号)に、低炭素建築物新築等計画の変更が法第55条第1項に規定する軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)に該当することを証する図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出をする場合における申請書及び図書の部数は、正本1通及び副本1通とする。

3 市長は、省令第46条の2に規定する書面の交付の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更に該当すると認めるときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の軽微変更該当証明書(様式第5号)を交付するものとする。

(報告を行う場合の方法)

第9条 法第56条の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。)に係る建築物又は建築物の部分を譲受人に譲り渡した場合 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書(様式第6号)

(2) 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等(法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下同じ。)が完了した場合 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等完了報告書(様式第7号)及び次に掲げる図書

イ 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の完了を確認することができる図書

ロ 低炭素化のための建築物の新築等について建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書の提出又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)

の規定による通知を行った場合にあっては、検査済証又は同法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による届出に係る書類

(3) 法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況定期報告書(様式第8号)

(4) 認定低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しなくなった場合 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書(様式第6号)

(5) 前各号に掲げる場合以外の場合 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書(様式第6号)及び報告の内容を説明するための図書

(認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書)

第10条 市長は、法第58条の規定により法第54条第1項の認定を取り消す場合は、認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書(様式第9号)により認定建築主(法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(低炭素建築物新築等計画認定の証明の手続)

第11条 認定建築主は、法第54条第1項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定証明申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(計画の通知)

第12条 法第54条第3項の規定による通知は、様式第11号による通知書に建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書を添えたものによるものとする。

2 法第55条第2項の規定により準用する法第55条第3項の規定による通知は、様式第12号による通知書に建築基準法第6条第1項に規定する変更の確認の申請書を添えたものによるものとする。

3 法第54条第4項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第18条第3項により同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に適合することを認めたときの確認済証は、様式第13号によるものとする。

4 法第54条第4項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合しないことを認めたときの通知は、様式第14号によるものとする。

5 法第54条第4項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときの通知は、様式第15号によるものとする。

(認定申請の取下げに伴う通知)

第 13 条 市長は、第 12 条の通知を行った場合であつて、第 5 条に規定する取下届が提出されたときにあつては、様式第 16 号により建築主事・建築副主事に通知するものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、認定等に関し必要な事項は都市計画部長が定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。